

議案第27号

葛飾区教育委員会組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会の組織を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区教育委員会組織条例の一部を改正する条例

葛飾区教育委員会組織条例（平成20年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

本則中「6人」を「教育長及び5人」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定の適用がある場合は、同項の規定の適用がある間、改正後の葛飾区教育委員会組織条例の規定は適用せず、改正前の葛飾区教育委員会組織条例の規定は、なおその効力を有する。